

理 由 書

本市及び周辺市町村で構成する長野広域連合（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町）では、平成9年1月旧厚生省が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき長野県が策定した、「長野県ごみ処理広域化計画」の趣旨を踏まえ、平成12年3月に「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定、管内4つの焼却施設を2施設に集約し、ダイオキシン類の高度処理、焼却により発生する熱を利用した効率的な発電、集約化による経費節減及び安全・安定的なごみ処理を行うため、本市と長野市に広域ごみ焼却施設を各々1施設、最終処分場を須坂市に整備するとしております。

現在、千曲市及び坂城町の可燃ごみを処理している葛尾組合焼却施設は、昭和54年7月の稼働から38年が経過し、老朽化が大変著しく、施設の更新が急務となっています。

このような中、本市に建設する、長野広域連合B焼却施設は葛尾組合焼却施設に代わる施設として千曲市、坂城町及び長野市の一部の一般廃棄物（可燃ごみ）を処理する施設とし、将来的なごみの安定処理と市民生活の環境及び公衆衛生の向上を図るため、長野広域連合が主体となり整備を行う計画としているものであります。

長野広域連合B焼却施設が周辺環境に与える影響については、長野県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施し、適切な環境保全措置を行うことで総合的な環境への影響の程度は小さいものと評価をしております。同施設は、最新の技術と設備を備え、公害の防止に万全を期していく施設とするとともに、区域周辺には植栽や緑地を設け、周辺環境の保全や調和に配慮した計画となっており、都市計画を定める上で支障がないものと判断しております。

今回の変更は、このような広域ごみ処理計画に対応すべく、長野広域連合B焼却施設を整備するため、千曲都市計画ごみ焼却場の種類、名称、位置、区域、面積を新たに追加するため、千曲都市計画の変更を行うものです。